所属長　殿

警務発第235号
令和７年４月１日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

メンタリング・プログラムの実施について（通達乙）

県警察では、人間関係の希薄化や世代間の疎遠化が著しく、組織に適応できず個人で問題を抱える職員が増加傾向にある。そこで、経験豊富な職員が、新規に採用された一般職員に対して、仕事の指導だけでなく、プライベートや人間関係の相談に乗るなど、速やかな職場への適応及び早期の育成を図るシステムを構築するため、別添のとおり「メンタリング・プログラム実施要領」を制定し、令和７年４月１日から運用を開始することとしたので、その効果的かつ効率的な運用に努められたい。

（担当：警務課人材育成室　小野川　2712）

別添

メンタリング・プログラム実施要領

１　目的

この制度は、新規に採用された勤務経験の浅い一般職員（以下「新採職員」という。）が、経験豊富な職員に相談できる体制を構築し、若手職員が抱える各種の問題を早急に把握するとともに、必要な助言や指導を行うことにより、組織への適応力と実務能力を兼ね備えた職員を育成することを目的とする。

２　定義

(1)　メンター

新採職員に対し、自己の経験等を踏まえ、必要な助言、指導を行う職員をいう。

(2)　メンティ

メンターから助言、指導を受け、又は受けようとする新採職員をいう。

３　推進体制

(1)　運営責任者

ア　警務部参事官（警務）をもって充てる。

イ　運営責任者は、メンタリング・プログラムの運営全般について統括管理する。

(2)　運営管理者

ア　メンター及びメンティが所属する所属長を運営管理者に指定する。

イ　運営管理者は、メンタリング・プログラムが円滑に運営されるよう努めるものとする。

４　実施期間

５月１日から翌３月31日までの11か月とする。ただし、途中採用された新採職員は、採用日から起算して１年間（令和７年度に限り、一般職員初任科入校時を除く。）とする。

５　メンターの指定等

(1)　メンターの指定

運営責任者は、実務能力等を考慮し、原則として次の要件を満たす者をメンターに指定する。

ア　新採職員が本部勤務の場合は、同じ所属で勤務する警察職員でないこと。

イ　新採職員が警察署勤務の場合は、同じ課で勤務する警察職員でないこと。

ウ　勤続５年以上の経歴を持つ警察職員で、４月１日現在35歳以下であること。

(2)　リーダーの指定

メンターのリーダーとして、本部警務課に所属する一般職員を指定する。

リーダーは、一般職員初任科の入校において、メンタリング・プログラム運用要領等の説明を行うとともに、メンターの取りまとめ役を担う。

(3)　指定の変更、解除等

ア　運営責任者は、メンターが長期不在等で目的達成が困難となった場合には、年度途中であってもメンターの変更を行う。

イ　運営管理者が制度の継続を不可能と判断した場合は、運営責任者に報告の上、メンターの指定を解除するものとする。

(4)　メンター指定一覧表の送付

運営責任者がメンターの指定を行った場合は、運営管理者、メンター及びメンティに対して、別記様式「メンター指定（解除）一覧表」を送付して周知を図るものとする。

6　メンターの業務

(1)　新採職員に対し、当該職員が担当する業務や抱える悩み等について、良き相談相手となること。

(2)　新採職員が担当する業務について詳細が分からない場合等は、メンターが詳しい職員等に助言を求める等、周囲の協力を得ること。

(3)　新採職員が早期に職場に溶け込み、職員相互の理解を深められるよう、気軽に声を掛けるとともに、相談しやすい雰囲気づくりに努めること。

(4)　新採職員に対して行った助言等について、適宜、リーダーと情報共有すること。

(5)　そのほか、新採職員の育成に必要と認められることを支援すること。

7　メンターの留意事項

(1)　メンティの人格や人間性を尊重し、早期に相互の信頼関係を築くこと。

(2)　「教える」ことよりも誠実に「聴く」ことを心掛けること。

(3)　必ずしもメンティが抱えている問題や悩み等の解決を求められているものではないことを理解すること。

(4)　相談を通じてメンティが自ら考え、判断するきっかけとなるようにメンティの成長を支援する「サポーター」を心掛けること。

(5)　メンティからの相談内容やプライベートは、他人に話さないこと。

8　研修会の実施等

運営責任者は、メンタリング・プログラムの運用に関し、関係者に周知を図るとともに、必要に応じて教養や研修会を実施するものとする。

別記様式

令和　年　月　日

メンター指定（解除）一覧表

指定(解除)	メンター			メンティ		
	所属	階級	氏　名	所属	階級	氏　名